

肉用子牛生産者補給金

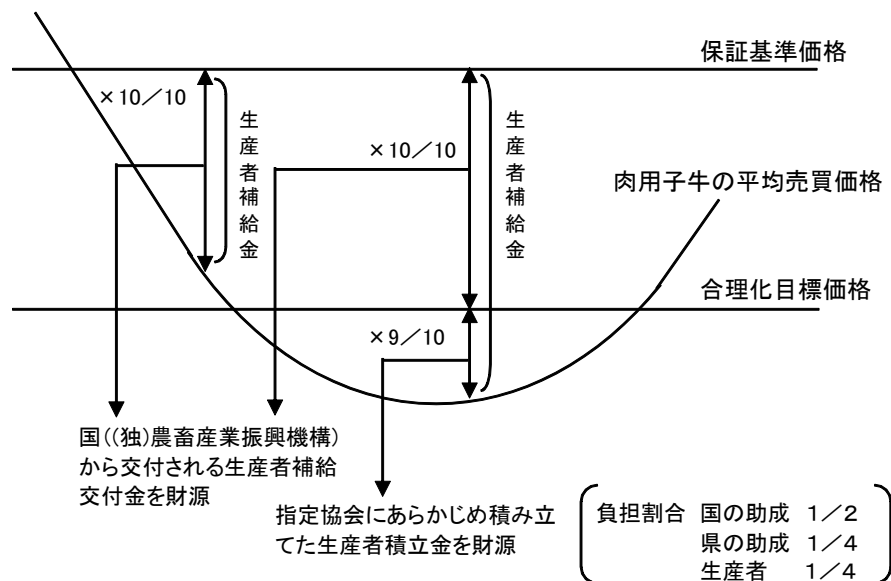
1 制度の目的

牛肉の輸入自由化に伴う子牛価格への影響に対処するとともに、中長期的には肉用牛生産の合理化により輸入牛肉に対抗しうる国産牛肉価格の実現を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、保証基準価格と合理化目標価格を設定し、子牛価格が低落した場合に生産者補給金を交付することにより、肉用子牛生産の安定を図る。

2 制度の内容

肉用子牛（黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種、乳用種、交雑種）の平均売買価格が、

- ① 保証基準価格を下回った場合には、その差額の $10/10$ を国から、
 - ② 合理化目標価格を下回った場合には、その差額の $9/10$ を国、県、肉用子牛生産者の積立により造成した生産者積立金から、
- 生産者補給金として交付する。



3 事業実施主体 指定協会（都道府県肉用子牛価格安定基金協会）

4 所要額 66,227百万円（定額、 $1/2$ ）

5 業務対象期間 令和2～6年度

担当課 : 畜産局食肉鶏卵課
代表 : 03-3502-5989 内線 4942
担当者 : 中村、水野